

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知女子大学学則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県行政手続条例の一部を改正する 条例による改正後の高知県行政手続条 例第44条第1項の公示に関し必要な事 項の定め (行政管理課)	2
○字の区域及び名称の変更の届出 (2 件) (市町村振興 課)	2
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	3
○種畜証明書の返納の通報 ( " )	3
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	3
○保安林の指定に係る通知の掲示 ( " )	3
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	4
○道路の供用開始 (2件) ( " )	4
◎指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築指導課)	5
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参 画課) (2・18掲示)	5
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○換地処分の届出 (四万十町) ( " )	5
○都市計画の変更の案の縦覧 (2件) (都市計画課)	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する 規程	6
正 誤	
○正誤 (平21・2・3付け 告示)	7

## 規 則

高知女子大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第4号

#### 高知女子大学学則の一部を改正する規則

高知女子大学学則（昭和31年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第26条中「同規程の」を「当該履修規程に掲げる」に改め、同条の表を次のように改める。

区分			生活科学部						文化学部		看護学部		社会福祉学部	
			生活デザイン学科		健康栄養学科		環境理学科		文化学科		看護学科		社会福祉学科	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
共通教育科目	外国語科目 (必修)	英語	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		英語以外の外国語							4					
	土佐学科目 女性学科目 教養科目 情報科目 健康スポーツ科目 外国語科目(選択) 教養セミナー		2	16		18		18		17		14	16	
専門教育科目			37	51	72	22	52	34	10	79	107		38	56
自由科目			10		4		12		6		4		6	
合計			124		124		124		124		133		124	
備考 自由科目は、共通教育科目及び専門教育科目（他学部又は他学科のものを含む。）のうちから選択して履修するものとする。														

第32条第1項中「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（昭和62年12月厚生省告示第200号）」を「社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年<sup>文部科学省</sup>厚生労働省令第3号）」に改め、同条第2項中「精神保健福祉士法第7条第1号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目（平成10年1月厚生省告示第8号）」を「精神保健福祉士法第7条第1号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目（平成20年5月厚生労働省告示第307号）」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 平成20年度以前に入学した者に係る卒業要件については、この規則による改正後の高知女子大学学則第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成20年度以前に入学した者に係る社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験の受験資格については、この規則による改正後の高知女子大学学則第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

**高知県告示第133号**

高知県行政手続条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第39号）による改正後の高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第44条第2項の規定により、同条第1項の公示に関し必要な事項を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う公示は、高知県ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/>）を利用する。

**高知県告示第134号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変	更	前	変	更	後

大字	字	地番区域	大字	字
里川	井ノ上	251の1の一部、251の3の一部、251の4の一部	里川	中ヤシキ
	中ヤシキ	277の1の一部、277の2の一部、726の一部		井ノ上
	ダバ	300の8、729の3		中ヤシキ

備考 上記地番は、平成21年1月29日現在の登記簿による。  
**高知県告示第135号**  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、日高村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。  
 平成21年2月27日  
 高知県知事 尾崎 正直  
 字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
本郷	米神ノ前	273の3、273の10、273の14、273の18、273の19	本郷	金林坊
	東田上	574		

備考 上記地番は、平成20年2月12日現在の登記簿による。  
**高知県告示第136号**  
 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。  
 平成21年2月27日  
 高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平20高知県1第13号 盛司（全和褐原96） 牛	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	吾川郡いの町 岡林 正純

褐毛和種			
------	--	--	--

**高知県告示第137号**  
 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。  
 平成21年2月27日  
 高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	飼業者の住所及び氏名	返納の理由
平20高知県1第10号 山桜（全和褐原72） 牛 褐毛和種	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	廃用のため
平20高知県1第15号 嶺北栄（全和褐原101） 牛 褐毛和種	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	廃用のため
平20高知県1第23号 桜桜（全和褐204） 牛 褐毛和種	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	廃用のため

**高知県告示第138号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成21年2月27日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸市別役字クスワラ249のハの1、字竹ヶ峯178の28・309（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）、178の33、310の2、310のイ
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件  
（1）立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。  
 字竹ヶ峯178の28、178の33、310の2  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
**高知県告示第139号**  
 平成20年12月農林水産省告示第1763号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を香南市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
 平成21年2月27日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者  
（1）登記簿記載の住所  
香美郡東川村澤谷  
（2）氏名  
小松 勝八
  - 保安林に指定する通知の要旨  
（1）指定に係る保安林の所在場所  
香南市夜須町仲木屋字大木場9、509、字センガウ12、17から21まで、521の1から521の3まで、522から524まで、526、字ミヤキ50の1、50の2、字サダレ492の1、492の3、492の4、492の7、494の3、498のイ、499、字ヲサコ502の1、503、504の3、504の4、505の1、505の3、506、508、字ジャンゴロ550の1、550の3、550の4  
 （2）指定の目的  
水源のかん養  
 （3）指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第140号**  
 土佐市谷地の一部地区、香南市赤岡町東部の一部地区、香美市土佐山田町佐竹の一部地区、土佐郡土佐町柚ノ木及び南川の各一部地区、吾川郡いの町下八川甲の一部地区並びに吾川郡仁淀川町長者乙及び長者丙の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土

調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 土佐市
- (2) 香南市
- (3) 香美市
- (4) 土佐町
- (5) いの町
- (6) 仁淀川町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 土佐市谷地の一部  
平成18年度及び平成19年度
- (2) 香南市赤岡町東部の一部  
平成18年度及び平成19年度
- (3) 香美市土佐山田町佐竹の一部  
平成17年度及び平成18年度
- (4) 土佐郡土佐町柚ノ木及び南川の各一部  
平成11年度から平成13年度まで
- (5) 吾川郡いの町下八川甲の一部  
平成18年度及び平成19年度
- (6) 吾川郡仁淀川町長者乙及び長者丙の各一部  
平成16年度及び平成17年度

3 成果の名称

- (1) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (2) 香南市地籍図及び地籍簿
- (3) 香美市地籍図及び地籍簿
- (4) 土佐町地籍図及び地籍簿
- (5) いの町地籍図及び地籍簿
- (6) 仁淀川町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成21年2月27日

高知県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
高知市鏡草峰字タルノウエ54番2から高知市鏡今井字ヲモダ3418番2まで	前	4.9 }	682
	後	4.9 }	672
		12.7	
		33.4	

高知県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町十和川口字一ノ瀬555番6	前	9.0 }	27
	後	9.0 }	27
		47.0	
		50.4	

高知県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

安芸市畑山字大前丙51番1から安芸市畑山字大前丙52番2まで	前	3.2 }	39
	後	3.3 }	39
		4.8	
		11.2	

高知県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字勘六勿甲1979番1地先から安芸市川北字西弓場1951番6地先まで	前	11.5 }	69
	後	12.8 }	69
		12.2	
		14.0	

高知県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

安芸市畑山字大前丙51番1から 安芸市畑山字大前丙52番2まで	39	平成21年2月27日
------------------------------------	----	------------

高知県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市川北字勘六乙甲1979番1地先から 安芸市川北字西弓場1951番6地先まで	69	平成21年2月27日

高知県告示第147号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
財団法人日本建築総合試験所  
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地  
財団法人日本建築総合試験所構造判定センター  
大阪府大阪市中央区谷町二丁目3番12号
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始年月日  
平成21年4月1日
- 4 指定年月日  
平成21年2月13日
- 5 指定の有効期間  
平成21年2月13日から5年間

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年2月18日から2週間高知県文化環

境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年2月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成21年2月18日	特定非営利活動法人 こうち 音の文化 振興会	北村 眞 実	高知市 比島町 四丁目 7番32 号	この法人は、演奏者等と聴き手のパイプ役として存在し、生の公演を身近に提供することにより、聴き手がさらに心豊かに暮らせる社会の実現と、地元の演奏者等が発表の機会をより多く持つことにより成長していくことを願い、地元の芸術文化の振興を通じて公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町生見土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	松岡 熹改	安芸郡東洋町生見149
〃	松崎 能也	〃 〃 〃 143-2
〃	北川 満水	〃 〃 〃 136
〃	松井 弘	〃 〃 〃 155
〃	松岡 盛繁	〃 〃 〃 537-2
〃	大坪 一守	〃 〃 〃 284

〃	黒岩 米三	〃 〃 〃 108
〃	松延 倍行	〃 〃 〃 151
監事	生松 茂夫	〃 〃 〃 89
〃	松永 義久	〃 〃 〃 122-1
〃	川島 晋	〃 〃 〃 485

(就任)

理事	川島 晋	安芸郡東洋町生見485
〃	大坪 一守	〃 〃 〃 284
〃	北川 満水	〃 〃 〃 136
〃	黒岩 米三	〃 〃 〃 108
〃	松岡 盛繁	〃 〃 〃 537-2
〃	松延 倍行	〃 〃 〃 151
〃	松岡 熹改	〃 〃 〃 149
〃	松井 英俊	〃 〃 河内150-5
監事	生松 茂夫	〃 〃 生見 89
〃	青木 幸夫	〃 〃 〃 115
〃	松崎 能也	〃 〃 〃 143-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（里川換地区）の換地処分を平成21年2月2日に行った旨の届出があった。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画道路（3・3・89号高知山田線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
南国市小籠字三ノ堀及び字西祈念の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び南国市役所
- 4 縦覧期間  
平成21年2月27日から同年3月13日まで

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成21年2月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画都市高速鉄道（1号四国旅客鉄道株式会社土讃線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
高知市愛宕町二丁目、入明町及び新屋敷二丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所
- 4 縦覧期間  
平成21年2月27日から同年3月13日まで

-----  
**公営企業局管理規程**  
 -----

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年2月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第1号**

**高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者による納付に係る領収書の交付）

**第28条の2** 企業出納員又は現金取扱員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、同項に規定する指定代理納付者に納入義務者の収納金を納付させることを承認したときは、領収書に承認印（別記第41号様式の2）を押し、これを当該納入義務者に交付しなければならない。

第29条第1項中「前条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第32条の2第1項第1号中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

別記第41号様式の次に次の1様式を加える。

**第41号様式の2（第28条の2関係）**

企業出納員及び現金取扱員承認印



**附 則**

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付    | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)  | 正                      | 誤              |
|---------|------|-----|-----|-----------|------------------------|----------------|
| 平21・2・3 | 9115 | ○告示 | 3   | 中<br>(41) | <u>高知県漁業協同組合佐喜浜町支所</u> | 高知県漁業協同組合佐喜浜支所 |
|         |      |     |     | 右<br>(1)  | <u>高知県漁業協同組合佐喜浜町支所</u> | 高知県漁業協同組合佐喜浜支所 |
|         |      |     | 4   | 中<br>(38) | <u>木 下 一 一 郎</u>       | 木 _ 下 _ 一 一 郎  |
|         |      |     |     | 右<br>(39) | <u>前 田 嘉 広</u>         | 前 _ 田 _ 善 _ 広  |